

平成24年度

市税概要

厚木市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	平成 2 4 年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	平成 2 4 年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	平成 2 3 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	平成 2 3 年度一般会計歳入決算額	10
7	平成 2 3 年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	15
9	平成 2 4 年度市税歳入予算額の構成(当初)	16
10	平成 2 3 年度市税歳入決算額の構成	17
11	市税収入の推移	18
12	市税伸長状況表	18
13	市税の伸長率	19
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	20
15	個人市民税・県民税	21
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)	21
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	22
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	22
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ	23
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)...	24
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	25
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	26
(8)	事業専従者に関する調べ	27
16	法人市民税	28
(1)	税率別調定額前年度対比表	28
(2)	調定額の推移	29
(3)	月別調定額前年度対比表	30

17	固定資産税・都市計画税	31
(1)	固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	31
(2)	土地に関する概要調書	32
(3)	宅地に関する調べ	34
(4)	家屋に関する概要調書	36
(5)	償却資産に関する概要調書	38
(6)	土地の年度別構成比	40
(7)	家屋の棟数及び床面積調べ	40
18	軽自動車税	41
(1)	軽自動車税に関する調べ(当初)	41
(2)	軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	42
19	市たばこ税に関する調べ	43
20	入湯税に関する調べ	44

第 3 章 納 税

21	納税貯蓄組合関係調べ	47
22	市税収入実績調べ	48
23	督促状発送状況調べ	52
24	滞納処分執行状況調べ	53

第 4 章 その他の資料

25	市税証明等発行件数	57
26	行政機構と税務事務分掌	58
27	税務職員係別人員調べ	62
28	電算事務実施状況	63
29	市税の税率等一覧表(平成24年度)	64
30	市税税率の変遷	65

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成24年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22 57	下依知	極北	北緯 35° 31 30	上依知
極西	東経 139° 13 54	七沢	極南	北緯 35° 23 30	戸田

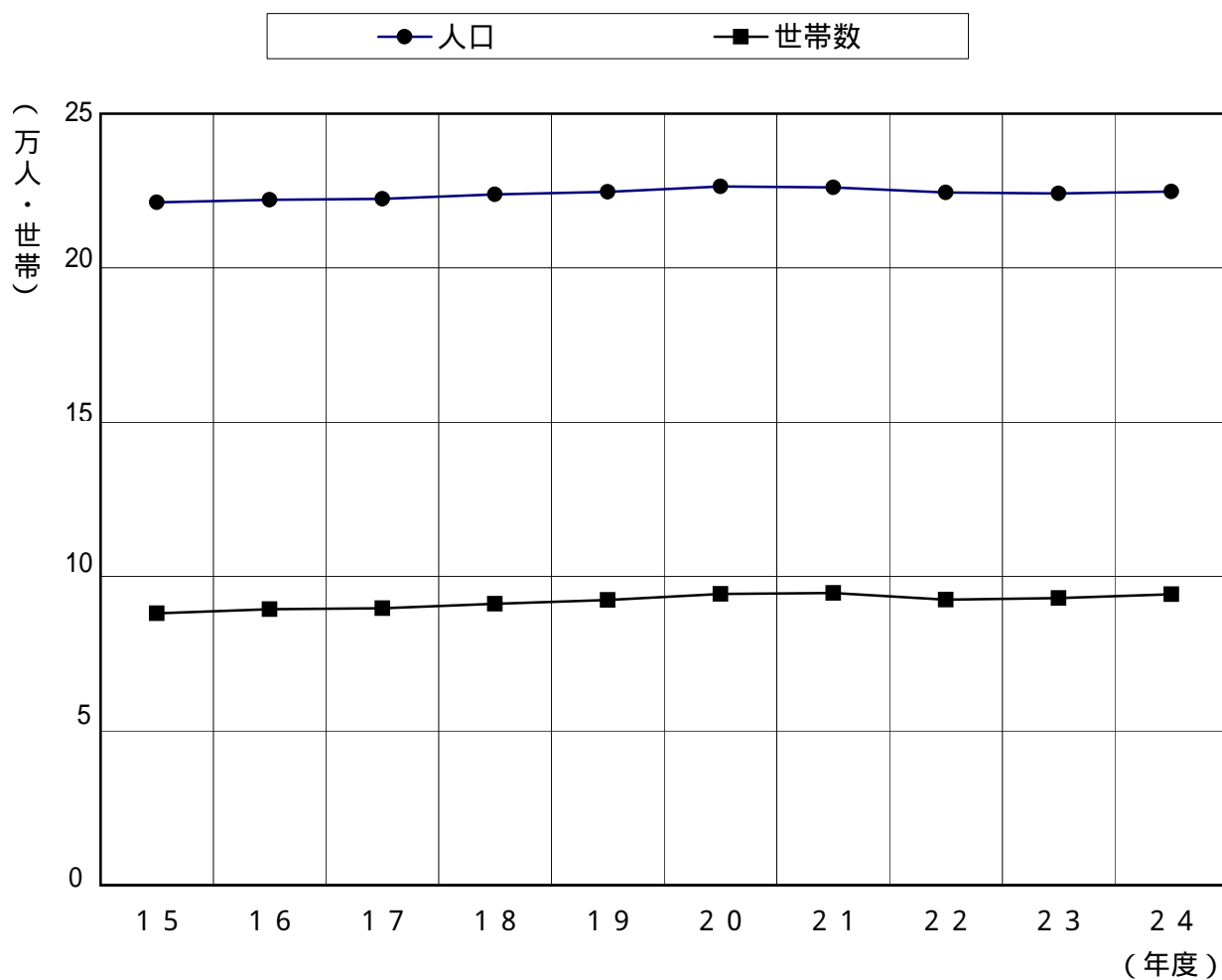
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎(中町3-17-17)	139° 21 56	35° 26 23	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.68 km	14.80 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年度	世帯数	人		
		総数	男	女
15	88,034	221,226	115,160	106,066
16	89,373	222,099	115,591	106,508
17	89,740	222,403	116,150	106,253
18	91,152	223,841	116,984	106,857
19	92,378	224,619	117,530	107,089
20	94,325	226,419	118,581	107,838
21	94,706	226,059	118,182	107,877
22	92,476	224,420	116,927	107,493
23	93,064	224,101	116,553	107,548
24	94,225	224,776	116,889	107,887

3 平成24年度一般会計歳入歳出予算(当初)

歳入 (単位:千円・%)

款別	予算額	構成比
5市 税	42,685,070	58.0
10地方譲与税	645,000	0.9
15利子割交付金	112,000	0.2
18配当割交付金	68,000	0.1
21株式等譲渡所得割交付金	25,000	0.0
24地方消費税交付金	2,700,000	3.7
27ゴルフ場利用税交付金	160,000	0.2
30自動車取得税交付金	370,000	0.5
33地方特例交付金	375,662	0.5
35地方交付税	50,000	0.1
40交通安全対策特別交付金	55,000	0.1
45分担金及び負担金	606,380	0.8
50使用料及び手数料	1,065,344	1.4
55国庫支出金	10,096,329	13.7
60県支出金	3,657,245	5.0
65財産収入	112,912	0.2
70寄附金	6,693	0.0
75繰入金	469,883	0.6
80繰越金	800,000	1.1
85諸収入	4,497,290	6.1
90市債	5,042,192	6.8
合計	73,600,000	100.0

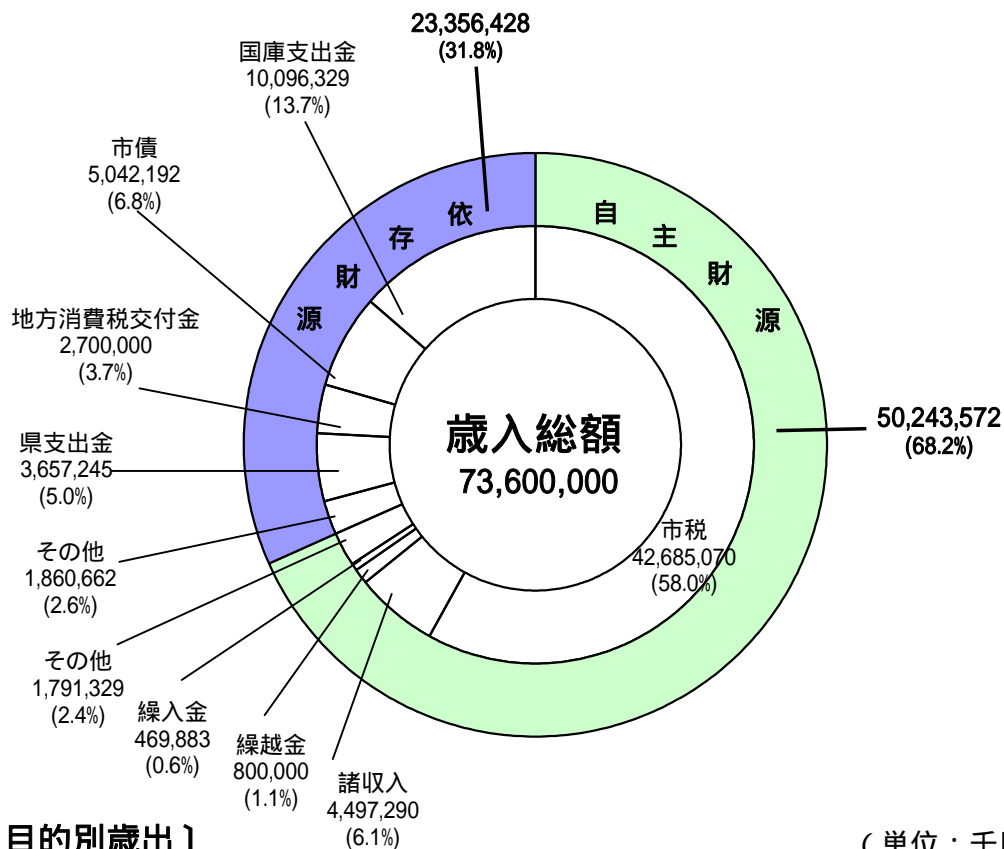
歳出 (単位:千円・%)

款別	予算額	構成比
5議会費	469,489	0.6
10総務費	7,290,912	9.9
15民生費	26,514,204	36.0
20衛生費	8,934,794	12.2
25労働費	412,937	0.6
30農林水産業費	570,836	0.8
35商工費	4,352,755	5.9
40土木費	9,801,812	13.3
45消防費	2,710,199	3.7
50教育費	6,274,367	8.5
60公債費	6,167,695	8.4
70予備費	100,000	0.1
合計	73,600,000	100.0

4 平成24年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)

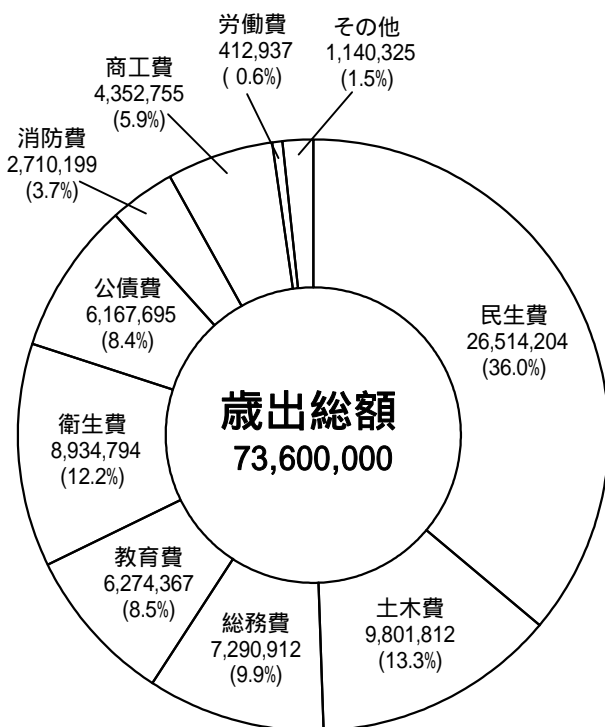
〔歳入総額〕

(単位:千円)



〔目的別歳出〕

(単位:千円)



5 平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	79,292,817,066	78,256,387,440	1,036,429,626	
特別会計	公共用地取得事業	539,241,000	539,238,343	2,657
	後期高齢者医療事業	1,612,215,000	1,607,857,330	4,357,670
	国民健康保険事業	23,612,849,000	23,833,769,534	220,920,534
	介護保険事業	8,486,168,000	8,401,219,127	84,948,873
	交通災害共済事業	5,371,000	5,371,517	517
	公共下水道事業	5,602,621,000	5,584,981,271	17,639,729
	小計	39,858,465,000	39,972,437,122	113,972,122
合計	119,151,282,066	118,228,824,562	922,457,504	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	79,292,817,066	76,685,166,892	2,607,650,174	
特別会計	公共用地取得事業	539,241,000	539,238,343	2,657
	後期高齢者医療事業	1,612,215,000	1,583,615,717	28,599,283
	国民健康保険事業	23,612,849,000	23,329,151,622	283,697,378
	介護保険事業	8,486,168,000	8,270,783,400	215,384,600
	交通災害共済事業	5,371,000	4,284,609	1,086,391
	公共下水道事業	5,602,621,000	5,310,109,678	292,511,322
	小計	39,858,465,000	39,037,183,369	821,281,631
合計	119,151,282,066	115,722,350,261	3,428,931,805	

6 平成23年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

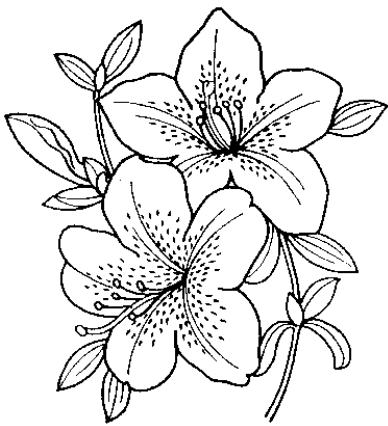
款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	42,957,128	42,957,128,000	46,714,002,567	42,568,239,529	54.4	99.1
10 地方譲与税	645,000	595,000,000	580,789,717	580,789,717	0.7	97.6
15 利子割交付金	112,000	112,000,000	83,965,000	83,965,000	0.1	75.0
18 配当割交付金	68,000	68,000,000	77,657,000	77,657,000	0.1	114.2
21 株式譲渡所得割 交 付 金	25,000	25,000,000	19,095,000	19,095,000	0.0	76.4
24 地方消費税 交 付 金	2,700,000	2,700,000,000	2,692,012,000	2,692,012,000	3.4	99.7
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	160,000	160,000,000	146,086,721	146,086,721	0.2	91.3
30 自動車取得税 交 付 金	390,000	240,000,000	240,479,000	240,479,000	0.3	100.2
33 地方特例 交 付 金	500,000	556,759,000	556,759,000	556,759,000	0.7	100.0
35 地方交付税	30,000	43,201,000	95,679,000	95,679,000	0.1	221.5
40 交通安全対策 特別交付金	55,000	55,000,000	50,504,000	50,504,000	0.1	91.8
45 分担金及び 負 担 金	605,602	605,602,000	669,531,615	595,932,205	0.8	98.4
50 使用料及び 手 数 料	1,024,861	1,024,484,000	1,058,952,165	1,035,623,245	1.3	101.1
55 国庫支出金	11,154,958	9,797,490,000	9,594,065,532	9,594,065,532	12.3	97.9
60 県 支 出 金	3,454,318	4,347,765,000	4,144,813,240	4,144,813,240	5.3	95.3
65 財 産 収 入	92,226	201,027,000	201,655,119	201,655,119	0.3	100.3
70 寄 附 金	6,596	40,775,000	46,097,554	46,097,554	0.1	113.1
75 繰 入 金	424,805	1,976,391,000	1,963,905,315	1,963,905,315	2.5	99.4
80 繰 越 金	1,700,000	1,714,555,066	1,714,554,547	1,714,554,547	2.2	100.0
85 諸 収 入	4,938,206	5,207,495,000	5,577,237,418	5,352,329,716	6.8	102.8
90 市 債	7,876,300	6,865,145,000	6,496,145,000	6,496,145,000	8.3	94.6
合 計	78,920,000	79,292,817,066	82,723,986,510	78,256,387,440	100.0	98.7

7 平成23年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	519,142	499,791,000	490,139,139	9,651,861	0.7	98.1
10 総 務 費	8,134,861	8,791,576,610	8,516,355,961	275,220,649	11.1	96.9
15 民 生 費	28,307,852	27,664,302,710	26,789,385,498	874,917,212	34.9	96.8
20 衛 生 費	10,702,672	11,191,294,850	10,834,870,516	356,424,334	14.1	96.8
25 労 働 費	611,755	612,942,000	596,807,356	16,134,644	0.8	97.4
30 農林水産業費	695,600	722,131,000	673,249,266	48,881,734	0.9	93.2
35 商 工 費	4,717,604	4,966,279,000	4,904,485,628	61,793,372	6.4	98.8
40 土 木 費	9,173,268	8,874,041,506	8,309,208,029	564,833,477	10.8	93.6
45 消 防 費	2,768,588	2,801,204,875	2,705,551,247	95,653,628	3.5	96.6
50 教 育 費	6,561,283	6,535,746,850	6,297,582,998	238,163,852	8.2	96.4
60 公 債 費	6,627,375	6,592,921,000	6,567,531,254	25,389,746	8.6	99.6
70 予 備 費	100,000	40,585,665	0	40,585,665	-	-
合 計	78,920,000	79,292,817,066	76,685,166,892	2,607,650,174	100.0	96.7

第 2 章 賦課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

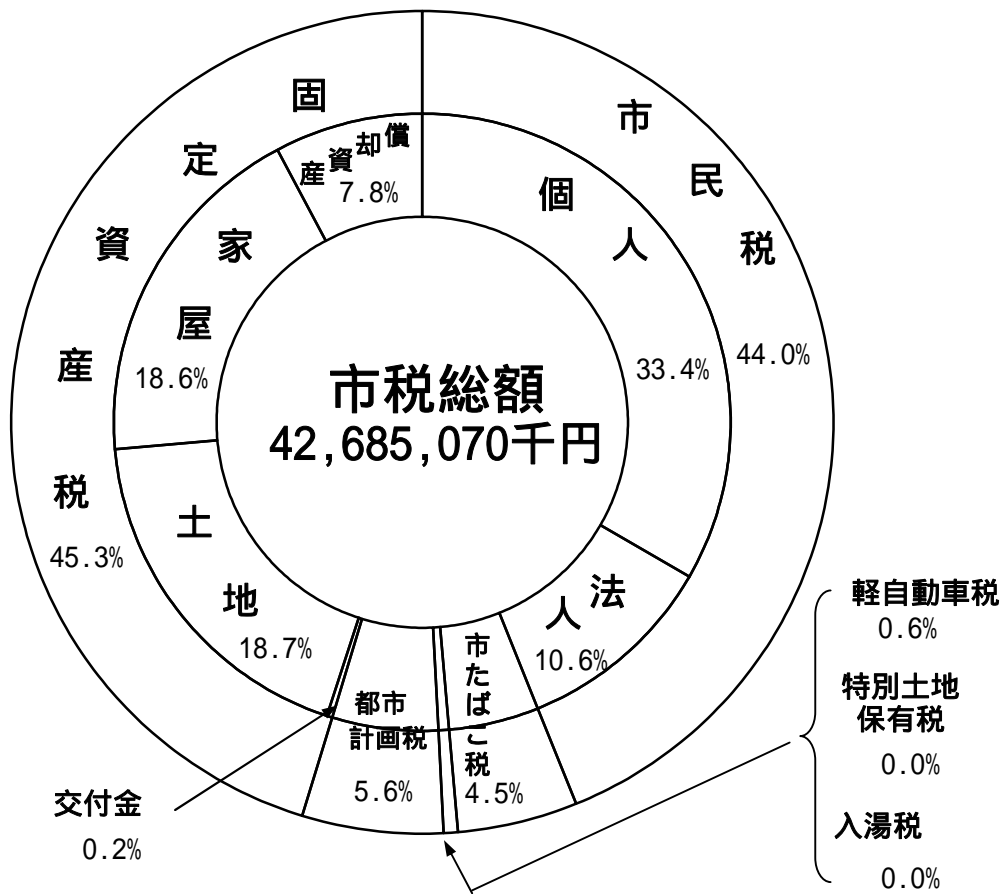
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	24	23	対前年度比
市 民 税			18,772,714	18,507,352	101.4
個 人	現年課税分		13,949,000	13,600,000	102.6
	滞納繰越分		294,496	266,846	110.4
法 人	現年課税分		4,525,000	4,633,000	97.7
	滞納繰越分		4,218	7,506	56.2
固 定 資 産 税			19,326,673	20,108,480	96.1
土地家屋 償却資産	現年課税分		18,952,000	19,755,000	95.9
	滞納繰越分		274,673	253,480	108.4
国有資産等所在市町村交付金			100,000	100,000	100.0
軽 自 動 車 税			268,546	260,846	103.0
	現年課税分		262,700	255,061	103.0
	滞納繰越分		5,846	5,785	101.1
市 た ば こ 税			1,929,001	1,613,183	119.6
	現年課税分		1,929,000	1,613,182	119.6
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			1	1	100.0
	現年課税分		0	0	
	滞納繰越分		1	1	100.0
入 湯 税			2,881	3,151	91.4
	現年課税分		2,880	3,150	91.4
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,385,254	2,464,115	96.8
土地家屋	現年課税分		2,345,000	2,427,000	96.6
	滞納繰越分		40,254	37,115	108.5
現 年 課 税 分 計			42,065,580	42,386,393	99.2
滞 納 繰 越 分 計			619,490	570,735	108.5
市 税 総 計			42,685,070	42,957,128	99.4

9 平成24年度市税歳入予算額の構成（当初）

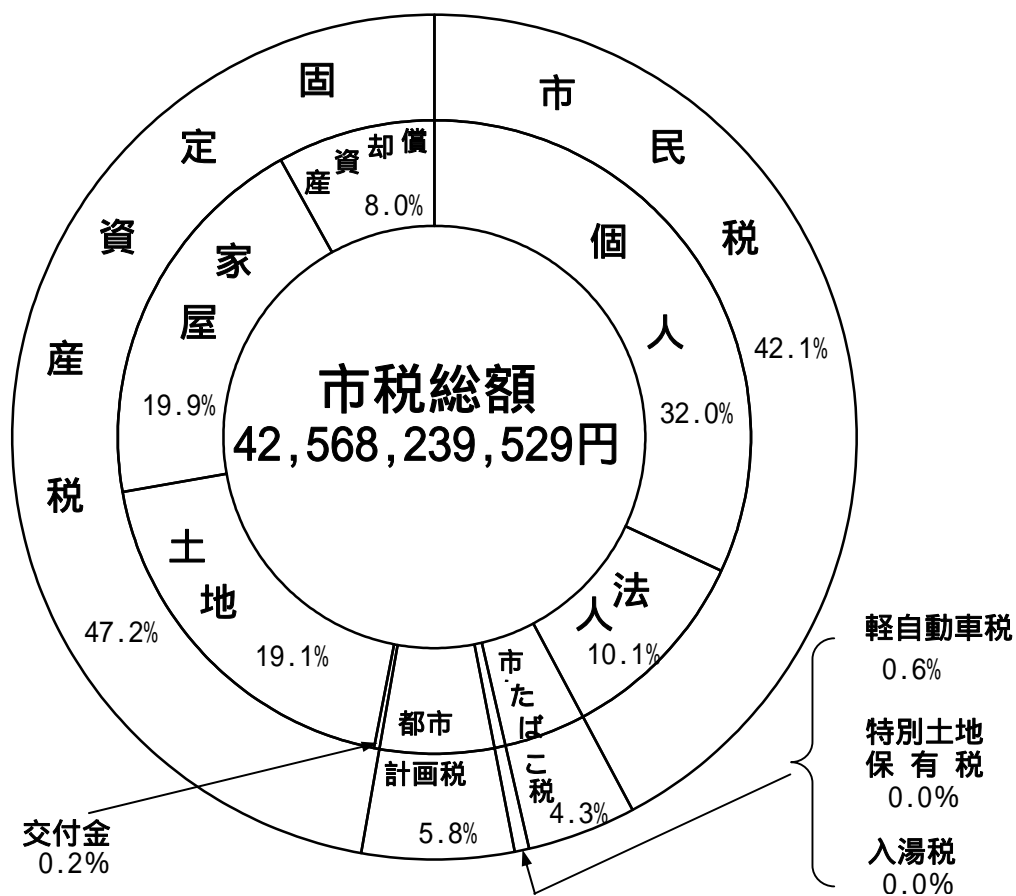


（単位：千円・％）

税目	区分	予 算 額				
		平成24年度	平成23年度	比較増減	対前年度比	
1	普通税	40,296,935	40,489,862	192,927	99.5	
	市民税	個人	14,243,496	13,866,846	376,650	102.7
		法人	4,529,218	4,640,506	111,288	97.6
		合計	18,772,714	18,507,352	265,362	101.4
	固定資産税	固定資産税	19,326,673	20,108,480	781,807	96.1
		固定資産税	19,226,673	20,008,480	781,807	96.1
		交付金	100,000	100,000	0	100.0
	軽自動車税	268,546	260,846	7,700	103.0	
	市たばこ税	1,929,001	1,613,183	315,818	119.6	
	特別土地保有税	1	1	0	100.0	
2	目的税	2,388,135	2,467,266	79,131	96.8	
	入湯税	2,881	3,151	270	91.4	
	都市計画税	2,385,254	2,464,115	78,861	96.8	
合計	42,685,070	42,957,128	272,058	99.4		

国有資産等所在市町村交付金

10 平成23年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額			
		平成23年度	平成22年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,092,835,263	40,085,603,924	7,231,339	100.0
	市民税	17,912,882,800	18,158,158,890	245,276,090	98.6
	個人	13,624,823,027	13,877,040,047	252,217,020	98.2
	法人	4,288,059,773	4,281,118,843	6,940,930	100.2
	固定資産税	20,089,952,650	20,105,473,921	15,521,271	99.9
	固定資産税	19,989,923,550	20,002,454,321	12,530,771	99.9
	交付金	100,029,100	103,019,600	2,990,500	97.1
	軽自動車税	268,756,045	260,947,311	7,808,734	103.0
	市たばこ税	1,821,171,678	1,561,023,802	260,147,876	116.7
	特別土地保有税	72,090	0	72,090	0.0
2	目的税	2,475,404,266	2,470,287,649	5,116,617	100.2
	入湯税	4,020,450	4,011,750	8,700	100.2
	都市計画税	2,471,383,816	2,466,275,899	5,107,917	100.2
	合計	42,568,239,529	42,555,891,573	12,347,956	100.0

国有資産等所在市町村交付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

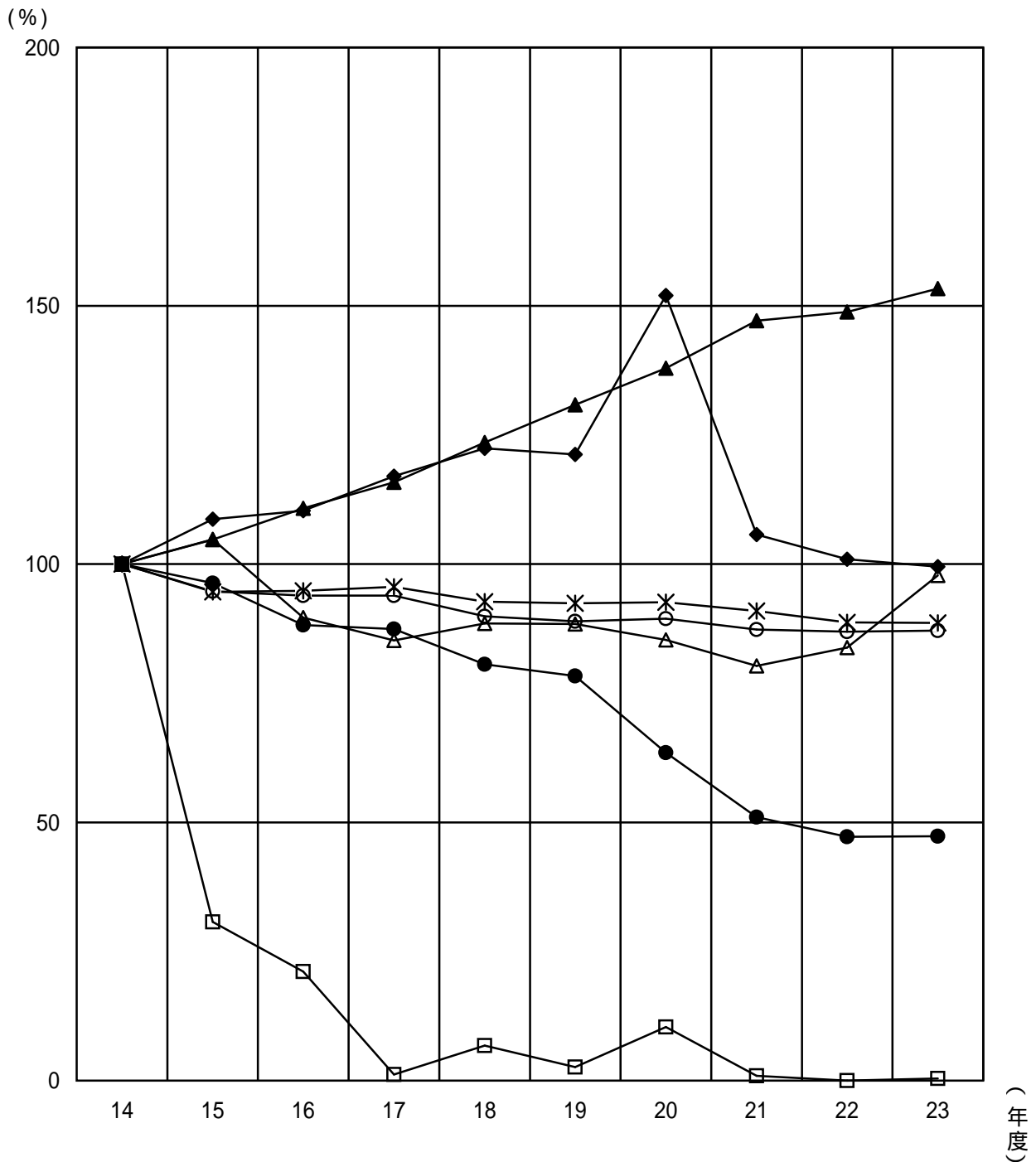
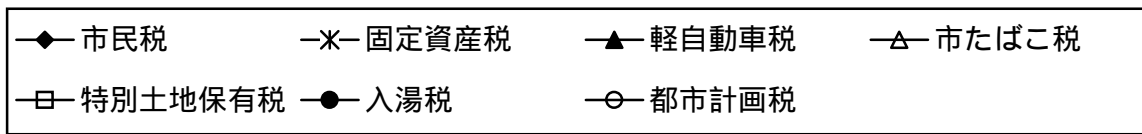
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
19	46,716,737	51,398,652	47,174,286	221,597	4,002,769
20	52,340,554	57,228,413	52,725,947	315,935	4,186,531
21	43,668,851	48,416,242	43,877,926	321,400	4,216,915
22	42,750,359	47,055,674	42,555,891	431,621	4,068,160
23	42,957,128	46,714,002	42,568,239	254,772	3,890,990

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
19	100.4	99.4	91.8	101.1
20	112.0	111.8	92.1	100.7
21	83.4	83.2	90.6	99.6
22	97.9	97.0	90.4	99.4
23	100.5	100.0	91.1	100.0

1.3 市税の伸長率



平成14年度の決算額を100としたときの平成23年度の数値

市 民 税	固 定 資 産 税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入 湯 税	都 市 計 画 税
99.5	88.6	153.3	97.8	0.4	47.3	87.1

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	23	区 分	年 度	22	
税収入額	(1) 市 税		42,568,239	税収入額	(1) 市 税	42,555,892	
	(2) 個人 の 県 民 税		9,040,473		(2) 個人 の 県 民 税	9,247,928	
	(3) 合 計		51,608,712		(3) 合 計	51,803,820	
徴 税 費	人件費	(4) 基 本 給	271,846	徴 税 費	人件費	(4) 基 本 給	267,832
		(5) 諸 手 当	225,827			(5) 諸 手 当	216,750
		ア 超 過 勤 務 手 当	25,859			ア 超 過 勤 務 手 当	28,053
		イ 税 務 特 別 手 当				イ 税 務 特 別 手 当	
		ウ そ の 他 の 手 当	199,968			ウ そ の 他 の 手 当	188,697
		(6) そ の 他	75,573			(6) そ の 他	71,223
		(7) 小 計	573,246			(7) 小 計	555,805
	需用費	(8) 旅 費	1,405	徴 税 費	需用費	(8) 旅 費	1,427
		(9) 賃 金				(9) 賃 金	
		(10) そ の 他	15,991			(10) そ の 他	17,562
		(11) 小 計	17,396			(11) 小 計	18,989
	報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金		徴 税 費	報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金	-
		(13) 納税貯蓄組合補助金	550			(13) 納税貯蓄組合補助金	550
		(14) 納 税 奨 励 金				(14) 納 税 奨 励 金	-
		(15) そ の 他				(15) そ の 他	-
		(16) 小 計	550			(16) 小 計	550
		(17) そ の 他	190,318			(17) そ の 他	229,829
	(18) 合 計	781,510	(18) 合 計	805,173			
県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした額	327,704	県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした額	360,683		
	(20) 報奨金の額に相当する金額	0		(20) 報奨金の額に相当する金額	3,483		
	(21) 合 計	327,704		(21) 合 計	364,166		
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		453,806	(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		441,007		
税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.5%	税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.6%		
	(24) (22) / (1)	1.1%		(24) (22) / (1)	1.0%		
徴税職員数4月1日現在		76人	徴税職員数4月1日現在		77人		

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

区 分		年 度	20	21	22	23	24	
納税義務者数	普通徴収		48,400	38,379	35,592	34,782	34,874	
	給与特別徴収		62,373	62,505	60,990	60,563	60,406	
	年金特別徴収		-	11,404	12,238	12,698	13,289	
	計		110,773	112,288	108,820	108,043	108,569	
税	市民税	普通徴収	均等割	144,472	131,306	108,697	106,835	107,186
		所得割	5,082,333	4,777,471	3,981,567	3,799,505	3,906,351	
		給与特別徴収	均等割	183,009	183,520	180,063	178,602	177,887
		所得割	10,182,724	10,038,437	8,889,094	8,742,257	9,144,311	
		年金特別徴収	均等割	-	17,106	34,098	34,932	36,407
		所得割	-	305,931	597,553	612,157	628,903	
	小計		15,592,538	15,453,771	13,791,072	13,474,288	14,001,045	
	県民税	普通徴収	均等割	62,600	57,462	47,197	46,399	46,562
		所得割	3,407,299	3,202,996	2,670,036	2,547,515	2,619,342	
		給与特別徴収	均等割	79,302	79,529	78,030	77,397	77,087
所得割		6,829,740	6,733,436	5,962,182	5,863,955	6,133,788		
年金特別徴収		均等割	-	6,842	14,680	15,031	15,660	
所得割		-	205,908	400,792	410,658	421,818		
小計		10,378,941	10,286,173	9,172,917	8,960,955	9,314,257		
額	市・県民税	普通徴収	均等割	207,072	188,768	155,894	153,234	153,748
		所得割	8,489,632	7,980,467	6,651,603	6,347,020	6,525,693	
		給与特別徴収	均等割	262,311	263,049	258,093	255,999	254,974
		所得割	17,012,464	16,771,873	14,851,276	14,606,212	15,278,099	
		年金特別徴収	均等割	-	23,948	48,778	49,963	52,067
		所得割	-	511,839	998,345	1,022,815	1,050,721	
		合計		25,971,479	25,739,944	22,963,989	22,435,243	23,315,302
		伸び率		103.1	99.1	89.2	97.7	103.9
特定あん分率(県)		39.96	39.96	39.94	39.94	39.94		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位 : 人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合 計
20	3,232	0	106,618	109,850
21	3,381	0	107,668	111,049
22	3,709	0	104,197	107,906
23	3,834	0	103,301	107,135
24	3,661	0	103,930	107,591

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

区分 年度	給 与 所 得 者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	合 計
20	87,330	3,890	26	15,372	106,618
21	88,533	3,690	29	15,416	107,668
22	84,455	3,480	28	16,234	104,197
23	83,179	3,404	24	16,694	103,301
24	83,427	3,451	31	17,021	103,930

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		20	21	22	23	24
区 分						
納 税 義 務 者 数		106,618	107,668	104,197	103,301	103,930
総所得金額	総 所 得 金 額	380,315,177	378,713,848	344,705,450	342,777,503	344,283,424
	山 林 所 得 金 額	0	7,500	1,304	1,985	1,271
	分 離 讓 渡 金 額 等	9,526,406	6,987,885	6,120,223	6,881,666	7,970,249
	計	389,841,583	385,709,233	350,826,977	349,661,154	352,254,944
所 得 控 除 額	雑 損	15,588	5,478	7,907	9,399	25,403
	医 療 費	2,593,631	2,614,199	2,557,541	2,496,555	2,521,974
	社 会 保 険 料	51,811,889	52,869,972	49,774,566	50,409,207	52,230,071
	小 規 模 共 済	662,864	663,250	643,902	632,983	651,046
	生 命 保 険 料	3,048,595	3,026,264	2,938,529	2,890,303	2,879,573
	損 害 保 険 料	-	-	-	-	-
	地 震 保 険 料	241,411	239,951	238,332	233,017	233,558
	寄 附 金	3,300	-	-	-	-
	障 害 者	951,320	969,080	945,000	947,620	970,760
	老 年 者	-	-	-	-	-
	寡 婦	402,060	404,980	397,920	405,740	432,080
	寡 夫	64,740	62,140	68,900	66,560	65,520
	勤 労 学 生	3,120	4,940	2,600	1,820	780
	配 偶 者	10,813,570	10,754,870	10,545,620	10,401,140	10,355,990
	配 偶 者 特 別	489,790	481,190	476,530	505,390	526,390
	扶 養	17,466,250	17,385,420	16,546,760	16,512,250	6,816,700
同 居 特 障 加 算 分	211,600	210,680	207,690	206,080	216,890	
基 礎	35,183,940	35,530,440	34,385,010	34,089,330	34,296,900	
計	123,963,668	125,222,854	119,736,807	119,807,394	112,223,635	
課税標準額	総 所 得 金 額	256,460,026	253,573,865	225,228,991	223,342,294	232,281,200
	山 林 所 得 金 額	0	7,500	1,303	1,984	1,270
	分 離 讓 渡 金 額 等	9,417,889	6,905,014	5,859,876	6,509,482	7,748,839
	計	265,877,915	260,486,379	231,090,170	229,853,760	240,031,309
算 出 税 額		15,654,576	15,414,156	13,683,125	13,588,910	14,161,172
税 額 控 除 額 等		180,316	116,630	207,299	204,533	216,880
調 整 控 除		233,580	237,638	238,090	235,562	207,746
定 率 控 除 額		-	-	-	-	-
配 当 割 額・株 式 等 讓 渡 所 得 割 額 控 除 額		7,016	3,537	6,771	7,023	9,626
所 得 割 額		15,233,664	15,056,351	13,230,965	13,141,792	13,726,920

(5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位：人・千円)

年度	20		21		22		23		24	
調定した月	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額
4月	82	14,154	77	11,995	72	12,331	76	12,314	40	7,611
5月	317	62,683	327	58,530	320	61,709	304	52,239	331	55,454
6月	48	3,619	119	13,184	49	7,887	56	8,755	58	9,056
7月	38	8,724	103	29,339	44	23,794	42	6,857	-	-
8月	56	10,820	160	40,660	42	19,278	50	6,513	-	-
9月	28	3,086	56	11,838	33	4,703	37	5,515	-	-
10月	51	11,388	51	5,433	44	4,926	51	5,930	-	-
11月	35	3,966	71	9,503	56	10,507	106	13,628	-	-
12月	19	4,005	66	9,249	26	2,161	37	5,233	-	-
1月	27	5,825	56	9,684	33	8,058	25	2,303	-	-
2月	46	6,483	38	4,006	45	5,811	34	4,319	-	-
3月	49	4,793	51	6,317	47	13,185	38	4,585	-	-
合計	796	139,546	1,175	209,738	811	174,350	856	128,191		

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所得者	農 業 者 所得者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,475	160	2	720	197	3,554
10万円超え 100万円以下	19,487	1,176	14	8,231	177	29,085
100万円超え 200万円以下	24,625	892	9	4,276	184	29,986
200万円超え 300万円以下	15,820	514	4	1,405	129	17,872
300万円超え 400万円以下	8,586	291	0	518	92	9,487
400万円超え 550万円以下	6,964	168	0	397	103	7,632
550万円超え 700万円以下	2,553	58	1	223	56	2,891
700万円超え 1000万円以下	1,611	68	1	243	60	1,983
1,000万円超え	946	97	0	325	72	1,440
合 計	83,067	3,424	31	16,338	1,070	103,930
200万円以下	46,587	2,228	25	13,227	558	62,625
200万円超え 700万円以下	33,923	1,031	5	2,543	380	37,882
700万円超え	2,557	165	1	568	132	3,423

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)

(単位 : 千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 者 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,283,293	126,193	2,561	579,913	2,463,942	4,455,902
10万円超え 100万円以下	25,251,183	1,678,724	19,509	11,503,683	853,314	39,306,413
100万円超え 200万円以下	59,299,952	2,244,891	21,843	10,014,856	905,129	72,486,671
200万円超え 300万円以下	57,743,238	1,813,262	12,543	4,915,731	778,172	65,262,946
300万円超え 400万円以下	42,340,687	1,345,284	0	2,373,303	490,265	46,549,539
400万円超え 550万円以下	44,355,917	1,004,653	0	2,360,434	475,279	48,196,283
550万円超え 700万円以下	20,537,744	440,656	8,387	1,677,617	616,197	23,280,601
700万円超え 1000万円以下	16,470,535	666,752	9,661	2,348,066	699,756	20,194,770
1,000万円超え	17,850,357	2,680,007	0	6,394,264	688,195	27,612,823
合 計	285,132,906	12,000,422	74,504	42,167,867	7,970,249	347,345,948
200万円以下	85,834,428	4,049,808	43,913	22,098,452	4,222,385	116,248,986
200万円超え 700万円以下	164,977,586	4,603,855	20,930	11,327,085	2,359,913	183,289,369
700万円超え	34,320,892	3,346,759	9,661	8,742,330	1,387,951	47,807,593

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

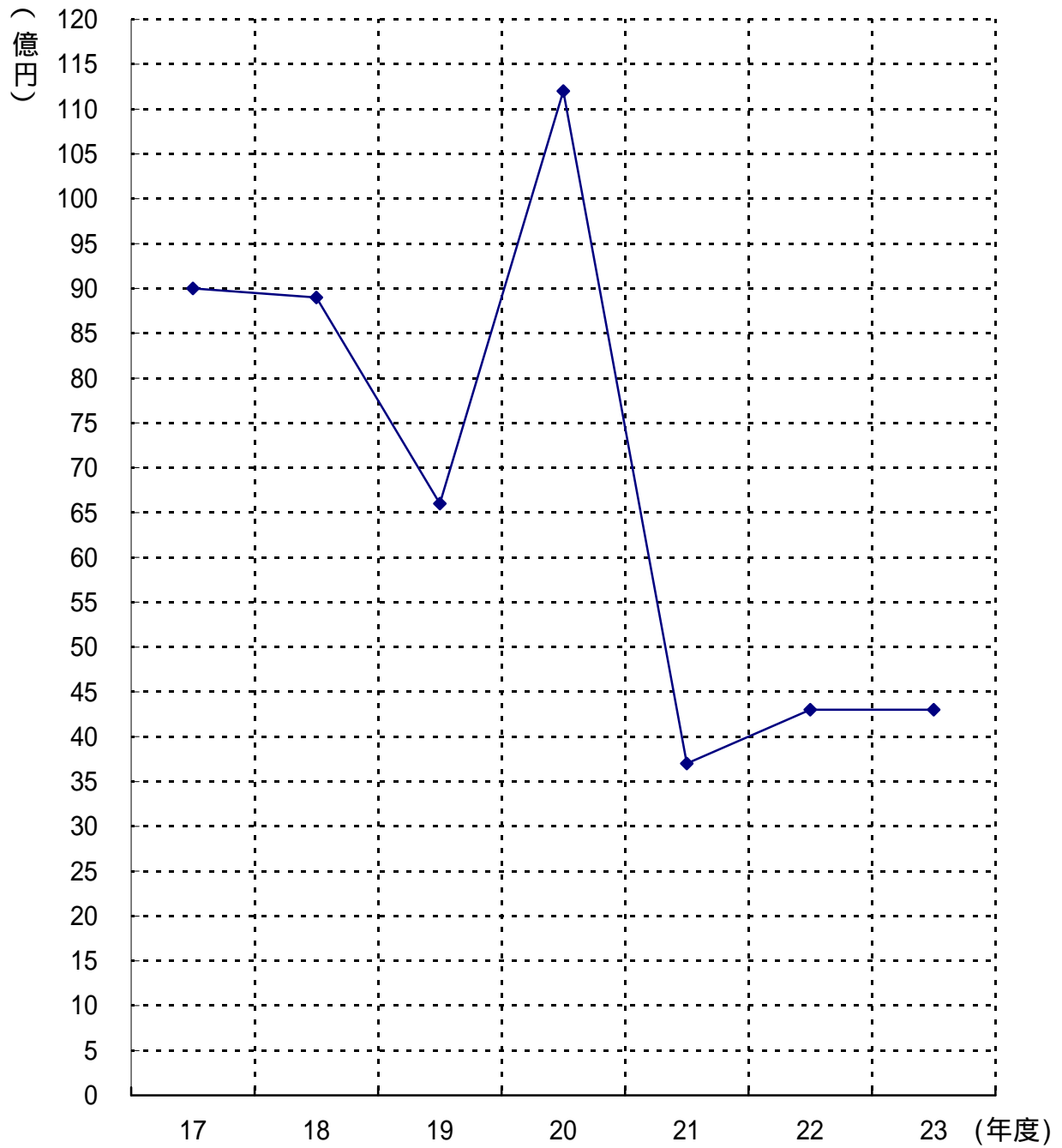
区分 年度	青 色 申 告					事業専従者を有する白色申告者				
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数	納 税 義務者数	白 色 事 業 専 従 者 数		専 従 者 給 与 額
		青色事業 専従者数	専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数				白 色 事 業 専 従 者 数	専 従 者 給 与 額	
15	6,495	1,377	377	3,838,643	1,564	120	102	22	94,239	
16	6,411	1,306	383	3,608,286	1,496	110	91	23	87,018	
17	6,333	1,287	346	3,395,343	1,466	103	88	16	78,453	
18	6,838	1,388	387	3,673,170	1,582	112	95	21	85,490	
19	6,851	1,384	395	3,694,323	1,577	101	89	13	78,583	
20	6,913	1,338	361	3,499,192	1,533	110	95	19	85,815	
21	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	82,328	
22	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	65,873	
23	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	62,412	
24	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	58,124	

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区 分		年 度		23	22	対前年度比	構 成 比	
		%	千円					%
法 人 税 割	確定 ・ 予定	14.7	千円	2,039,857	千円	2,005,170	101.7	47.5
		13.5		411,228		329,445	124.8	9.6
		12.3		836,876		833,972	100.3	19.5
	修正 ・ 更正	14.7		16,701		124,847	13.4	0.4
		13.5		2,768		2,056	134.6	0.1
		12.3		21,559		24,920	86.5	0.5
小 計				3,328,989		3,320,410	100.3	77.6
均 等 割				964,121		968,948	99.5	22.4
合 計				4,293,110		4,289,358	100.1	100.0
納 税 義 務 者 数	地 方 税 法 第 三 百 十 二 条 第 一 項	第1号法人	社	4,535	社	4,531	100.1	65.1
		第2号法人		61		61	100.0	0.9
		第3号法人		1,068		1,099	97.2	15.3
		第4号法人		110		111	99.1	1.6
		第5号法人		464		455	102.0	6.7
		第6号法人		64		61	104.9	0.9
		第7号法人		561		581	96.6	8.1
		第8号法人		47		42	111.9	0.7
		第9号法人		61		70	87.1	0.9
		法人でない 社 団 等		-		-		-
	計				6,971		7,011	99.4

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位 : 円 ・ 件 ・ %)

年度 月	23		22		調 定 額 対前年度比
	調 定 額	申告件数	調 定 額	申告件数	
4	137,173,100	603	87,026,600	613	157.6
5	308,454,200	1,369	338,021,800	1,350	91.3
6	1,220,807,300	1,454	1,195,046,200	1,516	102.2
7	532,103,200	761	420,902,300	821	126.4
8	258,115,600	758	256,911,900	698	100.5
9	108,225,700	563	106,218,800	569	101.9
10	105,001,500	720	162,424,200	736	64.6
11	881,494,500	1,476	843,118,400	1,472	104.6
12	118,131,900	553	103,038,900	562	114.6
1	65,965,400	328	61,017,600	310	108.1
2	347,656,000	870	386,012,400	841	90.1
3	209,982,000	476	329,619,600	502	63.7
計	4,293,110,400	9,931	4,289,358,700	9,990	100.1

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位:千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	20	1,261,910,388	1,299,563,063
	21	1,239,878,110	1,269,730,992
	22	1,240,670,039	1,267,256,942
	23	1,241,549,554	1,263,671,799
	24	1,164,689,920	1,193,024,753
償 却 資 産	20	297,214,376	-
	21	290,220,192	-
	22	267,336,708	-
	23	251,689,247	-
	24	239,646,246	-
計	20	1,559,124,764	1,299,563,063
	21	1,530,098,302	1,269,730,992
	22	1,508,006,747	1,267,256,942
	23	1,493,238,801	1,263,671,799
	24	1,404,336,166	1,193,024,753

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) - (ニ) (ロ) - (ハ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)
田	一般田	48,484	5,171,962	326,669	4,845,293	516,761	32,339
	介在田等	37	38,814		38,814	2,432,028	
畑	一般畑	45,747	7,467,223	773,626	6,693,597	472,279	48,134
	介在畑等	123,179	942,159	62	942,097	49,184,147	2,256
宅地	小規模 住宅用地		10,290,707	3,506	10,287,201	686,241,988	172,831
	一般 住宅用地		3,445,487	1,061	3,444,426	170,525,023	34,006
	商業地等 (非住宅用地)		7,385,232	18	7,385,214	392,920,120	1,121
	計	2,497,318	21,121,426	4,585	21,116,841	1,249,687,131	207,958
塩 田							
鉱 泉 地			20		20	542	
池 沼							
山 林	一般山林	10,616,243	15,029,582	1,392,175	13,637,407	441,696	45,028
	介在山林		19,579	23	19,556	241,812	194
牧 場			25,658		25,658	11,931	
原 野		1,003	320,009	14,383	305,626	5,223	326
雑 種 地	ゴルフ場 の用地	29,445	3,662,044		3,662,044	12,322,404	
	遊園地等 の用地	666,898					
	鉄軌道 用地	161	59,313		59,313	4,911,556	
	その他の 雑種地	1,065,601	4,879,140	121,331	4,757,809	170,355,387	90,890
	計	1,762,105	8,600,497	121,331	8,479,166	187,589,347	90,890
そ の 他		19,998,955					
合 計		35,093,071	58,736,929	2,632,854	56,104,075	1,490,582,897	427,125

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (千円) (ト)	(ト)に係る課 税標準額(千 円)(チ)	非課税地 筆 数 (筆)(リ)	評 価 総 筆 数 (筆)(ヌ)	法定免税 点未満の もの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平均 価 格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ウ)	最高価格 (円/㎡) (力)
484,422	516,761	100	8,237	579	7,658	100	113
2,432,028	754,993	2	81		81	62,659	156,139
424,145	472,279	136	14,091	1,693	12,398	63	81
49,181,891	15,442,453	205	2,784	5	2,779	52,204	144,300
686,069,157	106,151,243		64,711	316	64,395	66,686	402,050
170,491,017	53,344,486		25,400	133	25,267	49,492	386,750
392,918,999	271,512,806		10,345	8	10,337	53,203	724,905
1,249,479,173	431,008,535	2,495	100,456	457	99,999	59,167	724,905
542	542		6		6	27,100	39,538
396,668	441,696	1,406	10,207	1,765	8,442	29	44
241,618	166,627		78	2	76	12,351	27,500
11,931	11,931		32		32	465	465
4,897	5,223	8	136	17	119	16	25
12,322,404	8,625,683	146	2,605		2,605	3,365	16,700
		594					
4,911,556	3,318,633	2	93		93	198,554	412,595
170,264,497	116,546,197	2,375	14,903	1,193	13,710	34,915	394,264
187,498,457	128,490,513	3,117	17,601	1,193	16,408	21,811	394,264
		75,330					
1,490,155,772	577,311,553	82,799	153,709	5,711	147,998	25,377	

(3) 宅地に関する調べ

地区別		区分	地積		決定価格	
			(㎡)	(イ)	(千円)	(ロ)
商業地区		繁華街				
		高度商業地区				
		高度商業地区		92,938		32,725,630
		普通商業地区		567,865		65,241,815
		計		660,803		97,967,445
住宅地区		併用住宅地区		1,574,097		122,562,523
		高級住宅地区				
		普通住宅地区		11,101,346		755,201,667
		計		12,675,443		877,764,190
工業地区		大工場地区		2,721,896		100,423,012
		中小工場地区		1,882,686		93,191,835
		家内工業地区				
		計		4,604,582		193,614,847
村落地区		集団地区		1,779,863		48,890,297
		村落地区		1,350,159		31,024,802
		計		3,130,022		79,915,099
		観光地区				
		農業用施設の用に供する宅地		45,859		216,963
		生産緑地地区内の宅地		132		629
合		計		21,116,841		1,249,479,173

課税標準額 (千円) (八)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
		平均価格 (口) (イ) (円/m ²)	最高価格 (円/m ²)
21,117,813	332	352,123	724,905
32,721,072	1,665	114,890	339,640
53,838,885	1,997	148,255	724,905
52,515,303	5,096	77,862	181,142
166,262,732	57,927	68,028	162,680
218,778,035	63,023	69,249	181,142
70,055,435	641	36,895	71,100
62,828,030	2,851	49,499	100,944
132,883,465	3,492	42,048	100,944
14,353,241	6,530	27,469	40,000
10,963,809	4,375	22,979	39,360
25,317,050	10,905	25,532	40,000
151,875	144	4,731	4,813
440	2	4,765	4,772
430,969,750	79,563	59,170	724,905

(4) 家屋に関する概要調書

区 分		所 有 者 数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
木 造	総 数		51,112	5,264,597
	法定免税点 未満のもの		1,629	51,159
	法定免税点 以上のもの		49,483	5,213,438
木 造 以 外	総 数		16,815	8,961,404
	法定免税点 未満のもの		196	3,705
	法定免税点 以上のもの		16,619	8,957,699
合 計	総 数	62,670	67,927	14,226,001
	法定免税点 未満のもの	1,472	1,825	54,864
	法定免税点 以上のもの	61,198	66,102	14,171,137

決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
139,427,158	26,484
87,622	1,713
139,339,536	26,727
450,679,619	50,291
17,710	4,780
450,661,909	50,310
590,106,777	41,481
105,332	1,920
590,001,445	41,634

参考

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

総括表

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	55,451,833	55,174,382
	機 械 及 び 装 置	94,264,742	92,529,827
	船 舶	4,643	4,643
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	733,161	733,161
	工 具、器 具 及 び 備 品	60,247,678	60,169,334
	調 整 額		
	小 計 (ハ)	210,702,057	208,611,347
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したものの	31,804,283	31,034,899
	道府県知事が価格等を決定し、配分したものの		
	小 計 (ニ)	31,804,283	31,034,899
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したものの(ホ)			
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		242,506,340	239,646,246
同上内訳	市 町 村 分 の 額		239,646,246
	道 府 県 分 の 額		

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を

区 分	法第349条の3							第2項	第9項	第25項
	第3項	第10項	第21項	第22項						
決定価格 (千円)	2,661,602	21,322	146,710	155,153			162,871	23,572	108,679	
課税標準額 (千円)	1,089,953	10,661	51,260	77,577			48,886	17,679	54,340	

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,219
	法人	5,214
	計	6,433

課税標準額の内訳	
法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (ロ) (千円)
380,799	54,793,583
1,252,615	91,277,212
	4,643
	733,161
74,531	60,094,803
1,707,945	206,903,402

受けるものに関する調べ

法附則第15条

旧第3項	旧第7項	旧第7項	旧第15項	旧第20項	旧第34項	旧第37項				合計
533	2,428	259,603	131	56,346	180,082	19,623				3,798,655
177	1,619	173,068	87	46,885	120,055	15,698				1,707,945

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
15	9.3	15.7	34.2	25.4	15.3	58,807
16	9.3	15.5	34.5	25.5	15.3	58,909
17	9.3	15.4	34.8	25.3	15.3	58,821
18	9.1	15.1	35.1	25.3	15.4	58,830
19	9.0	15.0	35.3	25.4	15.3	58,816
20	9.0	14.8	35.5	25.4	15.3	58,791
21	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
22	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
23	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
24	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
15	64,155	47,883	16,272	12,960,435	4,721,706	8,238,729
16	64,743	48,271	16,472	13,027,632	4,788,903	8,238,729
17	65,498	48,899	16,599	13,420,594	4,951,993	8,468,601
18	65,697	49,465	16,232	13,297,447	4,948,907	8,348,540
19	67,996	50,988	17,008	13,550,528	5,033,401	8,517,127
20	66,867	50,317	16,550	13,815,491	5,092,832	8,722,659
21	67,228	50,560	16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
22	67,502	50,774	16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
23	67,641	50,889	16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
24	67,927	51,112	16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404

区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)

平成24年4月1日現在(単位:台・円)

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下	14,716	15	14,731	15	1	14,715	1,000	14,715,000	
	50cc超 90cc以下	1,034	25	1,059	25	0	1,034	1,200	1,240,800	
	90cc超 125cc以下	2,991	18	3,009	18	0	2,991	1,600	4,785,600	
	ミニカー	244	0	244	0	0	244	2,500	610,000	
	小計	18,985	58	19,043	58	1	18,984		21,351,400	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)	4,048	22	4,070	22	0	4,048	2,400	9,715,200	
	三輪車	9	0	9	0	0	9	3,100	27,900	
	四輪車	乗用	1	0	1	0	0	1	5,500	5,500
		貨物用	26,186	6	26,192	6	267	25,919	7,200	186,616,800
	特殊自動車	営業用 乗用	529	0	529	0	3	526	3,000	1,578,000
		営業用 貨物用	9,988	39	10,027	40	52	9,935	4,000	39,740,000
	農耕用	1,347	3	1,350	3	0	1,347	1,600	2,155,200	
	特殊作業用	274	0	274	0	0	274	4,700	1,287,800	
小計	42,382	70	42,452	71	322	42,059		241,126,400		
二輪の小型自動車		3,636	39	3,675	39	0	3,636	4,000	14,544,000	
合計		65,003	167	65,170	168	323	64,679		277,021,800	

(2) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度		22		23		24	
	台数	調定額	対前年度比	台数	調定額	対前年度比	構成比	
原動機付自転車	50cc以下	15,541	97.1	15,094	97.1	14,715	97.5	22.8
		15,541,000	97.1	15,094,000	97.1	14,715,000	97.5	5.3
	50cc超 90cc以下	1,044	98.7	1,031	98.8	1,034	100.3	1.6
		1,252,800	98.7	1,237,200	98.8	1,240,800	100.3	0.4
	90cc超 125cc以下	2,537	107.5	2,755	108.6	2,991	108.6	4.6
		4,059,200	107.5	4,408,000	108.6	4,785,600	108.6	1.7
ミニカー	232	101.3	232	100.0	244	105.2	0.4	
	580,000	101.3	580,000	100.0	610,000	105.2	0.2	
小計	19,354	98.5	19,112	98.7	18,984	99.3	29.4	
	21,433,000	99.1	21,319,200	99.5	21,351,400	100.2	7.6	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	4,292	100.3	4,150	96.7	4,048	97.5	6.3
		10,300,800	100.3	9,960,000	96.7	9,715,200	97.5	3.5
三輪車	10	100.0	11	110.0	9	81.8	0.0	
	31,000	100.0	34,100	110.0	27,900	81.8	0.0	
四輪車	乗用	営業用	1	100.0	1	100.0	1	0.0
		1,656,000	100.0	1,656,000	100.0	1,656,000	100.0	0.0
貨物用	米軍	0		0		0	0.0	
		0		0		0	0.0	
小計	営業用	24,279	102.1	25,204	103.8	25,919	102.8	40.1
		174,808,800	102.1	181,468,800	103.8	186,616,800	102.8	67.4
小計	貨物用	552	88.0	533	96.6	526	98.7	0.8
		1,656,000	88.0	1,599,000	96.6	1,578,000	98.7	0.6
小計	営業用	9,982	99.1	9,988	100.1	9,935	99.5	15.4
		39,928,000	99.1	39,952,000	100.1	39,740,000	99.5	14.3
農耕用	1,306	102.4	1,323	101.3	1,347	101.8	2.1	
	2,089,600	102.4	2,116,800	101.3	2,155,200	101.8	0.8	
特殊作業用	280	97.9	285	101.8	274	96.1	0.4	
	1,316,000	97.9	1,339,500	101.8	1,287,800	96.1	0.5	
小計	40,702	100.9	41,495	101.9	42,059	101.4	65.1	
	230,135,700	101.3	236,475,700	102.8	241,126,400	102.0	87.1	
二輪の小型自動車	3,636	99.6	3,673	101.0	3,636	99.0	5.6	
	14,544,000	99.6	14,692,000	101.0	14,544,000	99.0	5.3	
合計	63,692	100.1	64,280	100.9	64,679	100.6	100.1	
	266,112,700	101.1	272,486,900	102.4	277,021,800	101.7	100.0	

(注) 表中米軍は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したものの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	21	対前年度比 (%)	22	対前年度比 (%)	23	対前年度比 (%)
4	126,842,850	96.6	125,443,212	98.9	167,031,391	133.2
	38,631,760	96.7	38,221,009	98.9	36,629,876	95.8
5	129,105,085	99.9	122,841,587	95.1	107,449,930	87.5
	39,320,762	99.9	37,419,667	95.2	23,405,490	62.5
6	125,687,348	90.5	114,787,098	91.3	148,825,421	129.7
	38,283,446	90.6	34,980,030	91.4	32,641,552	93.3
7	130,638,564	86.0	121,632,075	93.1	161,485,691	132.8
	39,797,280	86.1	37,071,791	93.2	35,545,509	95.9
8	138,619,449	102.4	129,234,648	93.2	181,335,476	140.3
	42,222,791	102.4	39,376,136	93.3	39,817,319	101.1
9	125,610,976	100.4	127,322,527	101.4	161,648,665	127.0
	38,264,685	100.5	38,804,545	101.4	35,565,437	91.7
10	126,350,387	92.3	238,774,634	189.0	153,238,198	64.2
	38,491,187	92.3	72,754,715	189.0	33,745,789	46.4
11	126,767,785	91.7	59,214,832	46.7	150,997,060	255.0
	38,619,357	91.8	13,056,466	33.8	33,268,276	254.8
12	118,854,393	99.2	100,915,094	84.9	150,114,420	148.8
	36,213,175	99.2	22,237,501	61.4	33,076,567	148.7
1	129,703,277	87.7	138,633,522	106.9	159,620,090	115.1
	39,515,917	87.7	30,472,098	77.1	35,140,830	115.3
2	108,278,601	92.6	121,137,053	111.9	135,909,498	112.2
	32,995,405	92.7	26,609,304	80.6	29,947,937	112.5
3	108,991,102	93.4	130,006,635	119.3	143,486,736	110.4
	33,216,998	93.5	28,573,997	86.0	31,640,373	110.7
手持品 課税			31,109,987			
			23,670,549			
計	1,495,449,817	94.2	1,529,942,917	102.3	1,821,142,576	119.0
	455,572,763	94.2	419,577,259	92.1	400,424,955	95.4

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
19	500,866,085	[平成15年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき2,977円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,412円	1,645,734,069
20	483,552,262	[平成18年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき3,298円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,564円	1,588,268,596
21	455,572,763	[平成22年11月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき4,618円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,190円	1,495,449,817
22	443,247,808		1,561,052,904
23	400,424,955		1,821,142,576

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

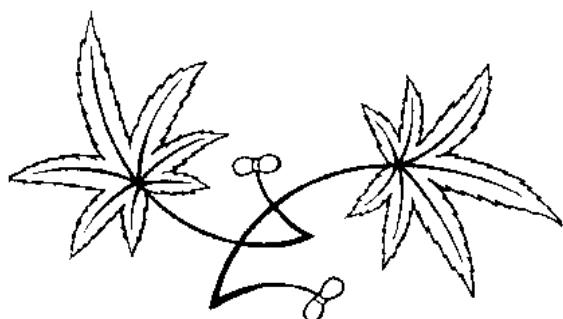
区 分 \ 年 度	21	22	23
税 率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	28,698人	26,745人	26,803人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,392人	2,229人	2,234人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 9軒	七沢地区 8軒	七沢地区 8軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 13軒	計 12軒	計 12軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	21		22		23	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	418,800	89.3	375,300	89.6	178,650	47.6
5月	321,300	69.7	282,150	87.8	196,800	69.8
6月	357,600	91.6	340,200	95.1	321,300	94.4
7月	294,150	72.2	256,800	87.3	268,350	104.5
8月	294,300	91.8	245,400	83.4	306,600	124.9
9月	404,850	75.9	405,600	100.2	423,450	104.4
10月	347,250	105.2	240,600	69.3	260,250	108.2
11月	316,800	73.4	317,250	100.1	398,550	125.6
12月	465,300	79.3	375,300	80.7	457,950	122.0
1月	457,500	89.9	487,200	106.5	471,450	96.8
2月	341,850	73.9	354,300	103.6	423,300	119.5
3月	285,000	54.4	331,650	116.4	313,800	94.6
合計	4,304,700	79.4	4,011,750	93.2	4,020,450	100.2

第3章 納税



市の木 もみじ
(昭和44年2月1日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 納税貯蓄組合関係調べ

区 分		組合数 (組合)	組合員数 (人)	納税義務 者数(人)	納税すべき税 額(円)	納期内納付額 (円)	納期内納 付率(%)
厚 木	21	20	887	785	185,791,983	172,564,616	92.9
	22	20	832	635	168,142,212	157,399,218	93.6
	23	19	432	551	140,095,862	128,965,979	92.1
睦 合	21	7	409	485	158,205,220	154,444,504	97.6
	22	7	455	413	145,809,323	141,721,424	97.2
	23	7	302	400	149,386,732	147,308,180	98.6
荻 野	21	4	280	298	66,618,281	61,311,877	92
	22	4	280	243	60,497,643	52,509,464	86.8
	23	4	185	234	56,225,446	52,669,877	93.7
小 鮎	21	9	469	391	72,296,945	69,711,131	96.4
	22	0	0	0	0	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
南毛利	21	5	391	410	167,260,351	159,425,231	95.3
	22	5	391	356	159,398,664	155,113,538	97.3
	23	3	204	252	88,604,308	86,257,165	97.4
相 川	21	8	381	358	393,345,800	388,439,852	98.8
	22	8	381	332	380,124,990	376,001,870	98.9
	23	0	0	0	0	0	0
合 計	21	53	2,817	2,727	1,043,518,580	1,005,897,211	96.4
	22	44	2,394	1,979	913,972,832	882,745,514	96.6
	23	33	1,123	1,437	434,312,348	415,201,201	95.6

依知地区、玉川地区の納税貯蓄組合については、解散しているため表記なし

2 2 市税収入実績調べ

平成23年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	
現 年 度 分	市 民 税	18,233,000,000	17,966,108,598	17,544,320,691	
	内 訳	個 人	13,600,000,000	13,672,998,198	13,263,729,191
		法 人	4,633,000,000	4,293,110,400	4,280,591,500
	固 定 資 産 税	19,855,000,000	20,110,302,600	19,807,597,965	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	16,307,000,000	16,635,073,700	16,338,085,825
		償 却 資 産	3,448,000,000	3,375,199,800	3,369,483,040
	国 有 資 産 交 付 金	100,000,000	100,029,100	100,029,100	
	軽 自 動 車 税	255,061,000	270,107,700	261,257,200	
	市 た ば こ 税	1,613,182,000	1,821,142,576	1,821,142,576	
	都 市 計 画 税	2,427,000,000	2,473,538,400	2,429,378,035	
	入 湯 税	3,150,000	4,020,450	4,020,450	
	計	42,386,393,000	42,645,220,324	41,867,716,917	
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	274,352,000	2,193,887,034	368,562,109
内 訳		個 人	266,846,000	2,176,008,433	361,093,836
		法 人	7,506,000	17,878,601	7,468,273
固 定 資 産 税		253,480,000	1,585,948,677	282,354,685	
内 訳		土 地 ・ 家 屋	244,075,000	1,544,213,164	276,123,769
		償 却 資 産	9,405,000	41,735,513	6,230,916
軽 自 動 車 税		5,785,000	35,553,070	7,498,845	
市 た ば こ 税		1,000	29,102	29,102	
特 別 土 地 保 有 税		1,000	18,448,400	72,090	
都 市 計 画 税		37,115,000	234,915,960	42,005,781	
入 湯 税	1,000	0	0		
計	570,735,000	4,068,782,243	700,522,612		
市 税 総 計		42,957,128,000	46,714,002,567	42,568,239,529	
前 年 度 同 期		42,750,359,000	47,055,674,208	42,555,891,573	

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
460,918	421,326,989	96.22	97.65	97.29
460,918	408,808,089	97.53	97.01	96.58
0	12,518,900	92.39	99.71	99.64
600,508	302,104,127	99.76	98.49	98.27
600,508	296,387,367	100.19	98.21	97.93
0	5,716,760	97.72	99.83	99.81
0	0	100.03	100.00	100.00
11,000	8,839,500	102.43	96.72	96.08
0	0	112.89	100.00	100.00
89,292	44,071,073	100.10	98.21	97.93
0	0	127.63	100.00	100.00
1,161,718	776,341,689	98.78	98.18	97.88
144,277,106	1,681,047,819	134.34	16.80	14.82
136,399,380	1,678,515,217	135.32	16.59	14.76
7,877,726	2,532,602	99.50	41.77	18.18
80,364,778	1,223,229,214	111.39	17.80	14.73
74,622,978	1,193,466,417	113.13	17.88	14.74
5,741,800	29,762,797	66.25	14.93	14.36
5,560,577	22,493,648	129.63	21.09	18.65
0	0	2910.20	100.00	0.00
12,056,200	6,320,110	7209.00	0.39	0.00
11,352,157	181,558,022	113.18	17.88	14.74
0	0	0.00	0.00	0.00
253,610,818	3,114,648,813	122.74	17.22	14.75
254,772,536	3,890,990,502	99.09	91.13	90.44
431,621,711	4,068,160,924	99.55	90.44	90.63

平成22年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
現 年 度 分	市 民 税	17,936,686,000	18,321,408,019	17,825,443,192
	内 個 人	14,000,000,000	14,032,049,319	13,551,553,592
		法 人	3,936,686,000	4,289,358,700
	固 定 資 産 税	19,929,000,000	20,208,617,900	19,859,979,419
	内 土 地 ・ 家 屋	16,129,000,000	16,559,550,500	16,217,557,019
		償 却 資 産	3,700,000,000	3,546,047,800
	記 国 有 資 産 交 付 金	100,000,000	103,019,600	103,019,600
	軽 自 動 車 税	253,022,000	264,297,200	253,937,000
	市 た ば こ 税	1,687,261,000	1,561,052,904	1,561,023,802
	都 市 計 画 税	2,384,000,000	2,481,067,300	2,429,827,449
	入 湯 税	3,390,000	4,011,750	4,011,750
	計	42,193,359,000	42,840,455,073	41,934,222,612
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	231,339,000	2,245,314,654
内 個 人		219,602,000	2,205,552,672	325,486,455
		法 人	11,737,000	39,761,982
固 定 資 産 税		281,257,000	1,666,604,959	245,494,502
内 土 地 ・ 家 屋		250,106,000	1,618,330,446	238,563,402
		償 却 資 産	31,151,000	48,274,513
軽 自 動 車 税		5,785,000	37,597,621	7,010,311
市 た ば こ 税		1,000	0	0
特 別 土 地 保 有 税		481,000	18,448,400	0
都 市 計 画 税		38,136,000	247,253,501	36,448,450
入 湯 税	1,000	0	0	
計	557,000,000	4,215,219,135	621,668,961	
市 税 総 計	42,750,359,000	47,055,674,208	42,555,891,573	
前 年 度 同 期	43,668,851,000	48,416,242,799	43,877,926,637	

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
549,910	495,414,917	99.38	97.29	96.62
549,910	479,945,817	96.80	96.58	95.95
0	15,469,100	108.57	99.64	99.49
2,574,405	346,064,076	99.65	98.27	98.36
2,574,405	339,419,076	100.55	97.93	98.03
0	6,645,000	95.66	99.81	99.73
0	0	103.02	100.00	100.00
8,000	10,352,200	100.36	96.08	96.01
0	29,102	92.52	99.99	100.00
385,843	50,854,008	101.92	97.93	98.03
0	0	118.34	100.00	100.00
3,518,158	902,714,303	99.39	97.88	97.62
211,609,558	1,700,989,398	143.82	14.82	13.66
181,483,820	1,698,582,397	148.22	14.76	13.43
30,125,738	2,407,001	61.59	18.18	24.61
183,980,455	1,237,130,002	87.28	14.73	20.08
177,466,655	1,202,300,389	95.38	14.74	15.72
6,513,800	34,829,613	22.25	14.36	70.08
5,399,640	25,187,670	121.18	18.65	17.64
0	0	0.00	0.00	0.00
0	18,448,400	0.00	0.00	0.97
27,113,900	183,691,151	95.57	14.74	15.72
0	0	0.00	0.00	100.00
428,103,553	3,165,446,621	111.61	14.75	16.58
431,621,711	4,068,160,924	99.55	90.44	90.63
321,400,420	4,216,915,742	100.48	90.63	92.13

2 3 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		20		21		22		23	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	51,828	27.00	53,836	26.15	46,313	23.18	42,862	21.89
	特別徴収	3,619	2.27	3,604	2.26	3,279	2.09	3,175	2.04
法人市民税		629	6.21	567	5.88	562	5.95	548	5.84
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		41,230	11.42	40,638	11.22	41,645	11.48	39,615	10.92
固定資産税 (償却資産)		753	6.53	812	7.20	768	6.93	660	5.96
軽自動車税		13,138	21.27	12,215	19.31	11,411	17.99	10,321	16.15
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		111,197	13.97	111,672	13.76	103,978	12.95	97,181	12.23

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 4 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

区 分		年 度			
		20	21	22	23
電話加入 権差押	件 数	10	1	2	0
	税 額	5,071,753	317,100	304,600	0
不動産 差 押	件 数	56	76	95	102
	税 額	55,927,946	140,664,909	106,992,916	276,517,869
動産差押	件 数	0	5	10	3
	税 額	0	9,730,022	5,420,644	2,735,000
債権差押	件 数	238	571	848	640
	税 額	272,845,964	494,668,242	365,642,027	337,792,985
参加差押	件 数	65	36	40	51
(電話加入権 不動産 動 産)	税 額	83,672,241	48,599,080	54,393,652	58,065,494
交付要求 〔不動産〕	件 数	143	161	138	108
	税 額	129,808,107	102,517,991	170,608,085	52,373,632
合 計	件 数	512	850	1,133	904
	税 額	547,326,011	796,497,344	703,361,924	727,484,980

第 4 章 その他の資料

2 5 市税証明等発行件数

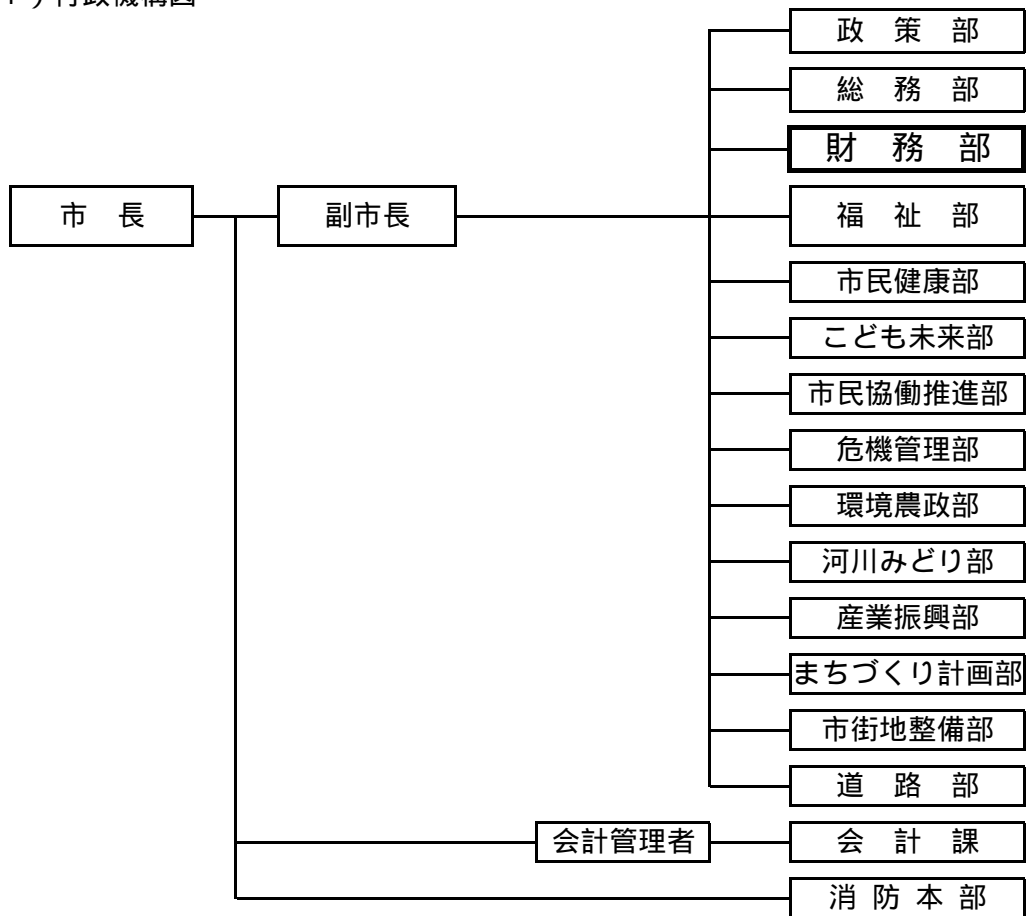
(単位：件)

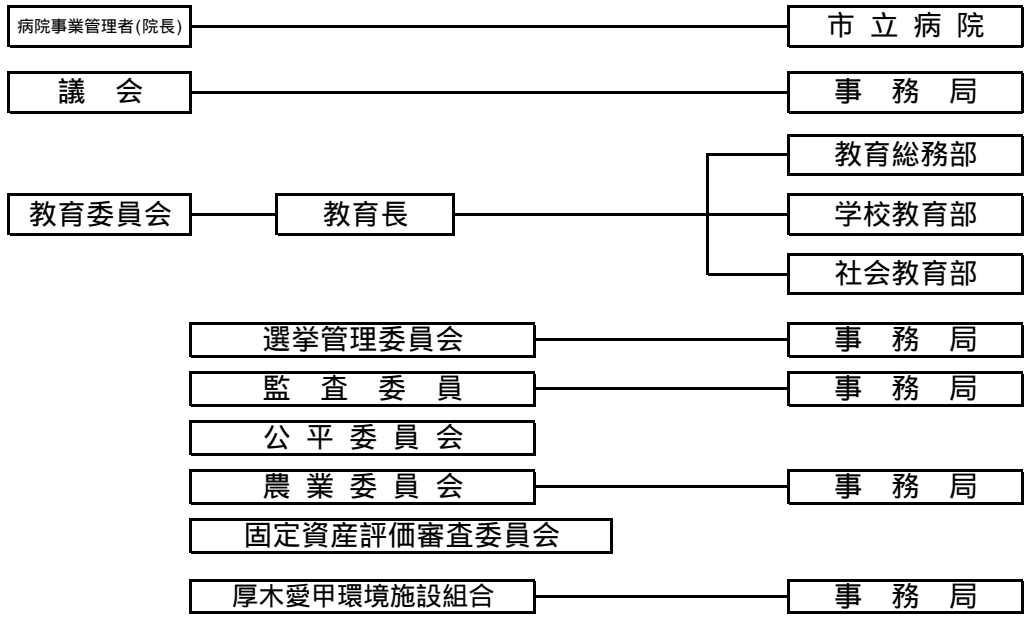
種類		年度				
		2 0	2 1	2 2	2 3	
市県民税証明 (所得証明)	本庁	17,338	17,029	17,215	17,371	
	連絡所	7,968	7,301	7,781	8,043	
	合計	25,306	24,330	24,996	25,414	
各種市税納税証明	本庁	4,060	4,066	4,665	3,549	
	連絡所	709	1,023	930	925	
	合計	4,769	5,089	5,595	4,474	
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,382	1,439	1,549	1,489	
	連絡所	1,848	1,927	2,107	2,183	
	合計	3,230	3,366	3,656	3,672	
法人所在証明	本庁	351	266	300	254	
固定資産	各種証明	本庁	7,354	7,046	6,659	6,697
		連絡所	1,307	1,336	1,283	1,151
		合計	8,661	8,382	7,942	7,848
	* 価格通知	本庁	2,232	2,112	2,367	2,398
	住宅用家屋証明	本庁	1,236	1,127	1,028	1,274
証明発行総合計		45,785	44,672	45,884	45,334	

注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

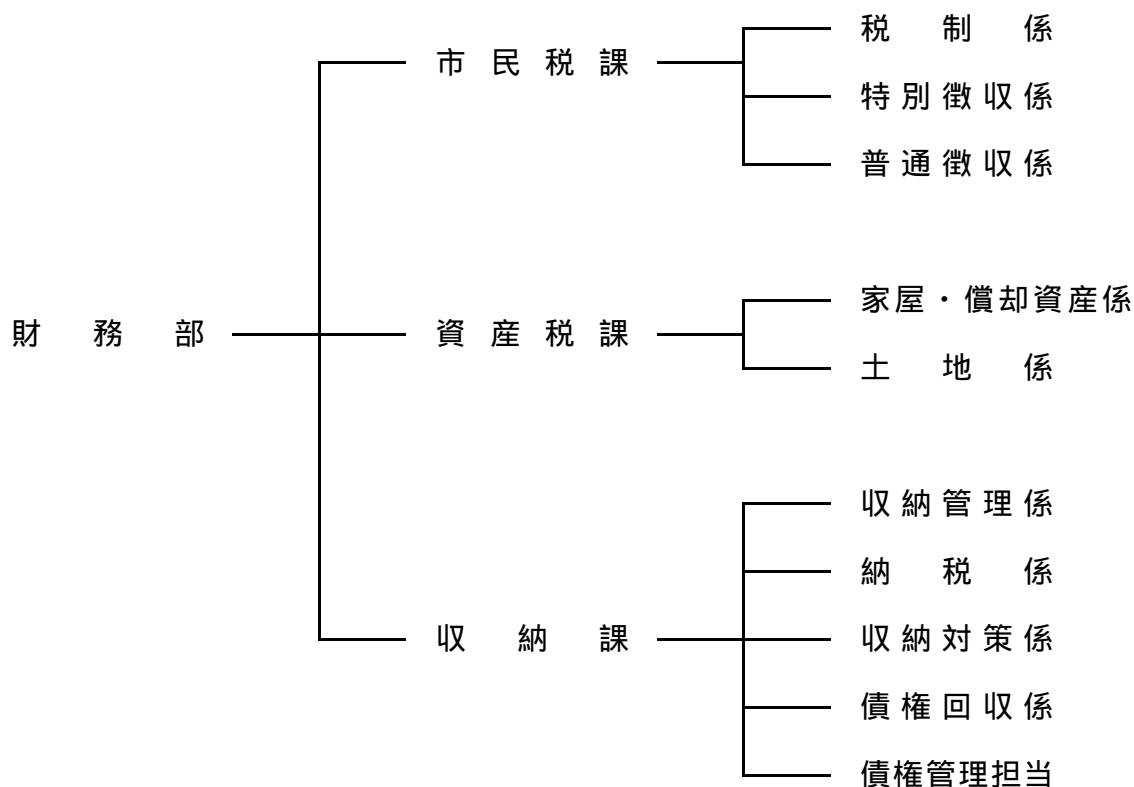
注 「*」は手数料免除

(1) 行政機構図





(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税の異議申立てに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 給与特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 給与支払報告書に関すること。
- (11) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の異議申立てに関する事。

【収納課】

収納管理係 納税係 収納対策係 債権回収係 債権管理担当

- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (7) 市税及び県民税の徴収の囑託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (9) 納税相談に関する事。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関する事。

2.7 税務職員係別人員調べ

(平成24年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計	
財	市民税課	1	税制係 1 (兼係長)	-	3	1	2	0	7	25	
		1	特別徴収係 1 (兼係長)	1	1	-	3	1	7		
		1	普通徴収係 1 (兼係長)	-	2	1	6	-	10		
務	資産税課	1	家屋・償却資産係 1 (兼係長)	4	2	2	2 (再任用含む)	2	13	24	
		1	土地係 1 (兼係長)	3	1	2	2	1	10		
部	収納課	2	収納管理係	-	3 (兼係長1含む)	-	1	3	-	7	30
		2	納税係 1 (兼係長)	0	1	1	1	-	4		
		2	収納対策係 1 (兼係長)	-	3	1	3	-	8		
		2	債権回収係	-	1 (兼係長)	-	1	3 (再任用含む)	1	6	
		2	債権管理担当	-	2 (兼係長1含む)	-	-	-	1	3	
計	4		7	14	13	10	25	6		79	

28 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市 民 人	普通徴収 普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴収 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 出しを行う。)	S42.3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45.4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56.4 普通徴収OCR化 S60.7 日本語住民情報オンライン稼働 S62.4 税務オンライン開始 H8.1 二次開発税務オンライン稼働 H14.1 新当初課税システムの稼働 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22.3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入
	特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等		
税 法 人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62.4 税務オンライン開始 H22.3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入
固 定 資 産 税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55.4 OCRシステム稼働 S59.4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60.4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61.7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 .8 オンライン稼働テスト S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22.3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入
軽 自 動 車 税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動催告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	S48.4 課税処理開始 S56.4 消込処理開始 S60.7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62.3 軽自動車税オンライン業務開始 .4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23.3 クレジットカード納付導入
収 納 消 込 等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書、確定延滞金請求リスト、 滞納整理票	OCR・パンチ分は、納税済通知書により収納消 込、給与特徴データ分・年金特徴分は、収納デ ータにより収納消込を行う。ペイジー・コンビニ ・クレジットカード分は、速報データにより仮消 込、確報データにより本消込を行う。また、消込 に伴い、エラーリスト等を出力。未納者につい ては、督促状、催告書等を発送し、滞納処理を行 う。	S55.4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56.4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59.6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成)、62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ消込開始、H21.6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、H22.5 給与特別徴収データ消込開始 H23.3 クレジットカード消込開始
納 税 貯 蓄 組 合	組合員異動連絡票	組合員名簿 組合員課税者リスト 組合別納付状況一覧	組合への加入、脱退の管理及び納期内 納付状況の把握	S49.4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50.4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S62.4 税務オンラインによる組合員の管理開始
口 座 振 替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不納通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不納通知書を作成。	(S44.4 手落としによる口座振替開始) S60.4 MT交換による口座振替開始 S62.4 税務オンライン開始

29 市税の税率等一覧表（平成24年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																									
市税	個人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) <table border="1"> <tr><th colspan="2">税率</th></tr> <tr><td>均等割</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6%</td></tr> </table>	税率		均等割	3,000円	所得割	6%	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																			
	税率																																												
均等割	3,000円																																												
所得割	6%																																												
法人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) <table border="1"> <tr><th colspan="3">資本金等の額</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="3">法人税割</td><td>5億円以上の法人</td><td></td><td>100分の14.7</td></tr> <tr><td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td><td></td><td>100分の13.5</td></tr> <tr><td>1億円未満の法人</td><td></td><td>100分の12.3</td></tr> <tr><th colspan="2">資本金等の額</th><th>厚木市内事務所等の従業者数</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="10">均等割</td><td rowspan="10">公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)</td><td>50人以下のもの</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人以下のもの</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人以下のもの</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人以下のもの</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50人以下のもの</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金等の額			税率	法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5	1億円未満の法人		100分の12.3	資本金等の額		厚木市内事務所等の従業者数	税率	均等割	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	50人以下のもの	50,000円	50人を超えるもの	50,000円	50人以下のもの	120,000円	50人を超えるもの	130,000円	50人以下のもの	150,000円	50人を超えるもの	160,000円	50人以下のもの	400,000円	50人を超えるもの	400,000円	50人以下のもの	410,000円	50人を超えるもの	1,750,000円	50人を超えるもの	3,000,000円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内
資本金等の額			税率																																										
法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7																																										
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5																																										
	1億円未満の法人		100分の12.3																																										
資本金等の額		厚木市内事務所等の従業者数	税率																																										
均等割	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	50人以下のもの	50,000円																																										
		50人を超えるもの	50,000円																																										
		50人以下のもの	120,000円																																										
		50人を超えるもの	130,000円																																										
		50人以下のもの	150,000円																																										
		50人を超えるもの	160,000円																																										
		50人以下のもの	400,000円																																										
		50人を超えるもの	400,000円																																										
		50人以下のもの	410,000円																																										
		50人を超えるもの	1,750,000円																																										
50人を超えるもの	3,000,000円																																												
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 <納期限> 1期 5月31日 2期 7月31日 3期 1月4日 4期 2月28日																																									
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 <table border="1"> <tr><th colspan="2">車種</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="3">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td rowspan="2">ミニカー</td><td></td><td>2,500円</td></tr> <tr><td></td><td>2,400円</td></tr> <tr><td rowspan="2">二輪</td><td></td><td>3,100円</td></tr> <tr><td></td><td>5,500円</td></tr> <tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td rowspan="2">四輪</td><td>乗用 営業用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">四輪</td><td>貨物用 営業用</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>貨物用 自家用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td>特殊作業用</td><td>4,000円</td></tr> </table>	車種		税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー		2,500円		2,400円	二輪		3,100円		5,500円	軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円	乗用 自家用	3,000円	四輪	貨物用 営業用	4,000円	貨物用 自家用	1,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円	二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円	普通徴収 5月1日～5月31日					
車種		税率																																											
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																											
	50cc超90cc以下	1,200円																																											
	90cc超125cc以下	1,600円																																											
ミニカー		2,500円																																											
		2,400円																																											
二輪		3,100円																																											
		5,500円																																											
軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円																																										
		乗用 自家用	3,000円																																										
	四輪	貨物用 営業用	4,000円																																										
		貨物用 自家用	1,600円																																										
小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円																																											
二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円																																											
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者等 	1,000本につき4,618円(旧3級品は1,000本につき2,190円)	申告納付 毎月翌月末日まで																																									
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者 	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000m ²	申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)																																									
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																									
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																									

区 分		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																								
市民税	均等割	2,500円								3,000円																																										
	個人所得割	200万円以下 3%		200万円以下 3%								6% (一律)																																								
		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%																																																
		700万円超え 12%		700万円超え 10%																																																
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td></td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>											資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	10億円を超え50億円以下である法人		1,750,000 円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円	50人以下であるもの	160,000 円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円	50人以下であるもの	130,000 円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円	上記の法人以外の法人等		50,000 円												
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																																	
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																		
10億円を超え50億円以下である法人		1,750,000 円																																																		
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円																																																		
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円																																																		
	50人以下であるもの	160,000 円																																																		
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円																																																		
	50人以下であるもの	130,000 円																																																		
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円																																																		
上記の法人以外の法人等		50,000 円																																																		
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7/100 (56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3/100																																																			
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 1.4/100 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																			
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">年額</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>二輪</td> <td rowspan="4">年額</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200 円</td> <td>三輪</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600 円</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗 用 自 家 用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>貨 物 用 自 家 用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 型 特 殊 自 動 車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> <td></td> <td></td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>4,700 円</td> <td></td> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>												車 種		税 率		車 種		税 率		原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年額	1,000 円	軽自動車	二輪	年額	2,400 円	50cc超90cc以下	1,200 円	三輪	3,100 円	90cc超125cc以下	1,600 円	四輪	乗 用 自 家 用	5,500 円	ミニカー	2,500 円	貨 物 用 自 家 用	7,200 円	小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600 円			3,000 円	特殊作業用	4,700 円		二輪の小型自動車	4,000 円
車 種		税 率		車 種		税 率																																														
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年額	1,000 円	軽自動車	二輪	年額	2,400 円																																													
	50cc超90cc以下		1,200 円		三輪		3,100 円																																													
	90cc超125cc以下		1,600 円		四輪		乗 用 自 家 用	5,500 円																																												
	ミニカー		2,500 円				貨 物 用 自 家 用	7,200 円																																												
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600 円			3,000 円																																															
	特殊作業用	4,700 円		二輪の小型自動車	4,000 円																																															
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用				1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																										
特別土地保有税	保有分 1.4/100 (免税点 5,000㎡) 取得分 3/100								新たな課税の停止																																											
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円								課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																											
都市計画税	0.2/100																																																			
備考																																																				

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																	
市民税	均等割																																						
	個人所得割																																						
	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>—</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円		50人以下のもの	160,000円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円		50人以下のもの	130,000円	1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円		50人以下のもの	50,000円	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000円				
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																				
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																					
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																					
10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円																																					
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円																																					
	50人以下のもの	160,000円																																					
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円																																					
	50人以下のもの	130,000円																																					
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円																																					
	50人以下のもの	50,000円																																					
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000円																																					
法人税割																																							
固定資産税																																							
軽自動車税																																							
市たばこ税																																							
特別土地保有税																																							
入湯税																																							
都市計画税																																							
備考																																							

平成24年度市税概要

平成24年11月発行

発行 厚木市
編集 財務部市民税課